

任意団体 日本児童野球保全機構

定 款

制 定 日	令和8年2月12日
施 工 日	令和8年4月1日
改 定 日	令和8年2月12日
決裁機関	理事会
分 類	基本経営
版	第1版

規定改版履歴

制定年月日	版	名称
令和8年2月12日	1	定款作成

改廃履歴

改定年月日	版	改廃箇所・内容・理由等
令和年月日		

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、任意団体日本児童野球保全機構といい、英文では、Japan Child Baseball Protection Organization と表示し、J C B P L と略称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道函館市亀田町 15-10 に置き、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本法人は、わが国における野球の健全な発展を図り、野球が児童・生徒の安全と成長を支える文化的公共財であることを深く認識し、その普及および育成環境の整備を通じて、リトルリーグ、中学校、高等学校等における野球活動の安全性向上と児童・生徒の生命、身体及び尊厳を守るための社会的基盤の確立をはかるとともに、競技者の技術向上を促進し、将来のプロ野球界を担う人材の育成およびNPB等の高度な競技水準を目指す者への支援を行い、もって児童保護文化の醸成、国民生活の明朗化、文化的教養の向上ならびにスポーツの振興、日本の繁栄および国際親善に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 児童・生徒の安全確保および健全育成に関する調査、研究、指導並びに支援事業
- (2) リトルリーグ、中学校、高等学校等における野球活動の安全性向上に資する施策の企画及び実施
- (3) 野球の普及及び競技力向上に関する事業
- (4) 競技者の育成、技術指導及びNPB等の高度な競技水準を目指す者への支援事業
- (5) 指導者、審判員、運営関係者等に対する研修、資格認定及び教育事業
- (6) 児童保護に関する啓発活動、教材・映像・出版物等の制作及び配布
- (7) メディカルチェック、障害予防、負荷管理等に関する科学的研究及び技術開発
- (8) 野球用具、施設、ITシステム等の安全性向上に資する開発、評価及び普及事業
- (9) 地域社会、学校、家庭等との連携による育成支援体制の構築及び協働事業
- (10) 国内外のスポーツ団体、教育機関、行政機関等との交流及び協力事業

業

(11) 前各号に掲げるもののほか、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は球団であって、野球が社会の文化的公共財であり児童保護を認識して次条の手続きを経て会員となったものとする。

(会員資格)

第6条 正会員は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

第二項 本法人の目的に賛同し、児童・生徒の安全確保および野球の健全な発展に寄与する意思を有すること

第三項 日本国内に主たる事務所を有し、継続的かつ安定した事業運営を行う体制を備えていること

第四項 議決権、出資比率、役員構成その他の支配権に関する最終的な決定権が、国内に所在する法人または個人に帰属していることが明確であること

第五項 第三者による直接または間接の影響力が及ばない体制を有し、持株会社、関連会社、投資事業体その他の法人を通じた支配関係についても、本法人が定める基準に適合していること

第六項 財務状況が健全であり、安定した運営能力を有すること

第七項 本法人が定める安全基準、倫理規程、指導方針を遵守すること

第八項 理事会の承認を受けること

第4章 オーナー会議

(オーナー会議)

第7条 この法人の会員たる球団を保有し又は支配する事業者を代表する者であって球団の役員を兼ねる者（以下「オーナー」という。）をもって、オーナー会議を構成する。

第2項 オーナー会議は、この法人の社員総会として開催されるほか、日本プロフェッショナル野球組織（以下「プロ野球組織」という。）の最高の合議・議決機関（以下「野球協約上のオーナー会議」という。）およびオーナー懇話会として開催する。

第3項 会員は、オーナーに事故がある場合にその職務を代行すべき者（以下「オーナー代行」という。）を定めてこの法人に届け出ることができる。オーナー代行は、社員総会と野球協約上のオーナー会議に関しオーナーと同一の権限を有するものとする。

(社員総会の種類)

第8条 社員総会は、定時社員総会を毎事業年度終了後2箇月以内に開催するほか、臨時社員総会を毎事業年度開始前および必要がある場合に開催する。

(招集)

第9条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

第2項 社員総会の招集は、期日の3週間前に、会議の目的である事項および日時並びに場所を示して会員に通知する。

(社員総会招集請求)

第10条 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。

(議決権)

第11条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 事業計画および収支予算に関する事項
2. 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）
3. 会員の加入承認および除名
4. 理事および監事の選任または解任
5. 常勤理事および監事の報酬等の額
6. 定款の変更
7. 解散および残余財産の処分
8. その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項

(議長)

第13条 社員総会の議長は、各年度の最初の社員総会においてオーナーの中から選出し、同議長が同年度末まで社員総会の議長を務めることとする。

第2項 議長は、当該社員総会の秩序を維持し、会長と共同して議事を整理する。

(社員総会の決議)

第14条 社員総会の決議は、総会員の議決権の4分の3以上の者が出席し、出席した会員の議決権の4分の3をもって行う。

第2項 社員総会にオーナーあるいはオーナー代行が出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について代理人により議決権を行使し、または書面もしくは電磁的方法により議決権を行使することができる。ただし、会員たる球団の役職員以外の者は、代理人となることができない。

(社員総会の決議の省略)

第15条 理事または会員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事の通知)

第16条 社員総会の議事の要項および議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長および社員総会で選任された議事録署名人2名がこれに記名押印して、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

(下位規則への委任)

第18条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、社員総会の決議または社員総会において別に定める「社員総会運営規程」による。

(オーナー懇話会)

第19条 オーナー会議は、オーナー懇話会として、第3条所定の目的達成のために意見交換し、この法人の事業等に関して理事会に指針等を示すことができる。

第2項 オーナー懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める「オーナー懇話会運営要領」による。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 2名以上16名以内

(2) 監事 1名以上4名以内

第2項 理事のうち1名を会長とする。

第3項 会長以外の理事のうち2名を副会長とする。

第4項 会長および副会長以外の理事のうち4名以内を常務理事とすることができる。

第5項 第2項の会長をもって当団体既定の上代表理事とし、前項の常務理事をもつての業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事および監事は、社員総会で選任する。

第2項 前項の理事には、各球団の代表者（各球団が、その球団の代表者として各球団毎に1名ずつ選出した者をいう）のすべてが含まれていなければならない。ただし、その数は12名を限度とし、副会長の人数は、内数とする。

第3項 会長は、社員総会が会長に適任であるとして選定した、球団に関係のない理事の中から、理事会の決議によって選出する。第4項 副会長は、理事会で選定する。

(理事の職務および権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款に定めるところにより職務を執行する。

第2項 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

第3項 副会長は、会長を補佐し、職務を執行する。

第4項 常務理事は、常勤とし、会長および副会長を補佐し、この法人の日常の事務の執行に従事するほか、社員総会または理事会の決議した事項を処理する。

第5項 会長および常務理事は、毎事業年度に3箇月を超える間隔で3回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および職務事項)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

第2項 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(理事等の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第2項 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第3項 補欠による理事の任期は、前任者の残任期間とし、増員による理事の任期は、現任者の残任期間のうち最長のものと同じとする。

第4項 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、その任期満了後または辞任後でも後任者が就任するまでは、なお、理事または監事としての権利義務を有する。

(役員等の解任)

第25条 役員(理事および監事)は、理事会の決議を経て、社員総会において総会員の議決権の4分の3以上の者が出席し、総会員の議決権の4分の3以上の決議及び理事長、感じ両名の承認により解任することができる。

(競業および利益相反取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる場合には社員総会において、その取引の重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己または第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- (2) 理事が自己または第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

第2項 前項各号の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

第2項 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 規程の制定、廃止および変更に関する事項
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長および常務理事の選定および解職

第2項 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分および譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任および解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- (6) 第35条の責任の免除

(招集)

第29条 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事および監事に対しその通知をしなければならない。

(理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上をもって行う。

第2項 理事会の議長は、会長とする。会長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ理事会で定められた順序により副会長がこれに当たる。

第3項 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければ

ばならない。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が当該提案について異議を述べたときを除いて、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
(議事録等)

第32条 理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席した監事が署名押印のうえ、これを主たる事務所に10年間備え置くものとする。

第7章 日本プロフェッショナル野球部門

(プロ野球部門)

第33条 この法人の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の下にプロ野球部門を設ける。

第2項 プロ野球組織は、第4条第1項第1号から第4号、第7号から第9号、第11号および第13号に掲げる事業のうちプロ野球の公式試合の運営等に関する事項を審議し、事業を遂行する。

第3項 プロ野球組織の組織および運営等については、別に定める規程による。第4項前項の規程の制定および改正については、理事会の承認を得なければならない。

(コミッショナー)

第34条 プロ野球部門にコミッショナーをおく。

第2項 コミッショナーは、原則として会長がこれを務める。

第3項 会長にコミッショナー兼務の支障がある場合は、野球協約上のオーナー会議において会長以外の者をコミッショナーに選任することができる。

第8章 当団体の正会員(球団運営者)と契約のある選手の身分

第35条 当団体に加盟している正会員と契約関係の選手については NPBと同様に選手はプロ野球選手として名称する。

第2項 詳しくは選手の登録、契約及び移籍に関する規程に記載の通りとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局および必要な職員を置く。

第2項 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

第3項 事務局員は、上司の命に服し、この法人の事業の趣旨に基づき公平公正を

旨

として職務を行わなければならない。

第4項 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決により別に定める。

第10章 委員会および専門委員会

(委員会および専門委員会)

第37条 この法人の事業を遂行するために理事会の付属として委員会を、法人に必要な専門事項を処理するため、専門委員会を設けることができる。

第11章 顧問、相談役および会友

(顧問、相談役)

第38条 この法人に、若干名の顧問および相談役をおくことができる。

第2項 顧問および相談役は、理事会の推薦にもとづき、会長が委嘱する。

第3項 顧問および相談役は、重要事項に関して会長の諮問に応ずるほか、社員総会および理事会に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決に参加することはできない。